特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名				
30	都城市	介護保険事務	基礎項目評価書		

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都城市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

都城市長

公表日

令和5年1月4日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	市町村は「介護保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を介護 保険の資格・賦課・徴収・認定・給付に関する事務において取り扱う。 介護保険の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①介護保険の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ②介護保険の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ②介護保険者の資格を把握するため、住民基本台帳や届出等により、必要な情報を入手し、資格情報を管理する。 ②介護保険料の徴収のため、賦課情報を確認する。 ③の意保険料の徴収のため、賦課情報を確認する。 ③の満れての徴収した保険料等の選付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。 ⑤認定状況の把握のため、認定情報を管理する。 ⑦被保険者への給付事務を行うため、認定情報を確認する。また、給付状況の把握のため、給付情報を管理する。 ② は保険者への給付事務を行うため、認定情報を確認する。また、給付状況の把握のため、給付情報を管理する。 ② 保保険者への給付事務を行うため、認定情報を確認する。また、給付状況の把握のため、給付情報を管理する。 ② 保存期限を経過した情報は、復元できない手段で削除又は廃棄する。 【特定個人情報の及手 【有】
③システムの名称	介護保険システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム 介護保険認定支援システム 滞納整理支援システム
2. 特定個人情報ファイル	名
介護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
	たみずだにかける株字の個人を禁即するt-bの番号の利用等に関するは浄(番号は)

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項(利用範囲)別表第1の68項(介護保険)

4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・番号法第19条8号 別素第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、5 6の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第3、4、9号、第3条第4、5、10号、第5条第2号、第6条第2、6号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第1号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、3、7号、第24条の2第3、5、9号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第1、3号、第31条の2の2第4、6、10号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条第3号、第43条第10号、第44条第1号、第47条第1項第1、40号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第47条第1項第1、40号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号 ※別表第2 第1、4、30、88、90、95、106、117については未制定(特定個人情報の照会ができる根拠規定)・番号法第19条第8号 別表第2(第93、94項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項、同条第2項
5. 評価実施機関における	5担当部署
①部署	健康部介護保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	•訂正•利用停止請求
請求先	郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ

連絡先

郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[10万人以上30万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	平成27	/年2月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		平成27	/年7月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価		重点項目評	2) 基礎 ^I 3) 基礎 ^I	項目評価書 項目評価書及び 項目評価書及び	
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供	ネットワークシスラ	テムを通じた	と入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	力を入れている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分	力を入れている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	力を入れている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	力を入れている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	く選択II 1) 特に 2) 十分 3) 課題 ₇	支> 力を入れている である が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分 ⁻ 3) 課題 <i>i</i>	カを入れている である が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	2) 十分	力を入れている	
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分	力を入れている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[O]	内部監査	[〇] 外部監	 査
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	2) 十分(支> カを入れて行って こ行っている こ行っていない	ะเงอ

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	介護保険課長 新甫 節子	介護保険課長 福重 ひとみ	事後	事前の提出・公表ができない ため
平成31年4月1日	1. 特定個人情報を取扱う事務		【リスク対策の実施状況】 【特定個人情報の取り扱い状況】	事前	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	介護保険課長 福重 ひとみ	課長	事前	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		項目追加	事前	
令和3年4月1日	1. 特定個人情報を取扱う事務		項目追加(滞納整理支援システム)	事後	年度途中でシステム導入のた め
令和4年12月28日	1. 特定個人情報を取扱う事 務	介護保険システム 介護保険認定支援システム 中間サーバー 滞納整理支援システム	介護保険システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム 介護保険認定支援システム 滞納整理支援システム	事後	令和5年1月から公金受取口座を活用した公金給付業務の運用が開始されるため。
令和4年12月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(番号法第19条7号および別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,26,30,33、39、42、56の2、58,61、62、80、87、90、94,117の項) (番号法第19条7号および別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(42,56の2、61、62、94の項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定)・番号法第19条8号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番令で定める事第3条第4、5、10号、第15条第3号、第12条の3第1号、第15条第3号、第10号、第3号、第15条第3号、第10号、第3号、第15条第3号、第15条第3号、第25条の2第1、3、7号、第25条の2第7号、第30条第1、3号、第31条の2の2第4、6、10号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条第3号、第43条第3号、第43条第3号、第43条第3号、第43条第3号、第43条第3号、第43条第1号、第43条第1号、第49条第2号、第55条の2第1、2、8、9号、第55条の2第1、2、8、9号、第55条の2第1、6号、第43条第2号、第55条の3第3号 第1、4、30、88、90、95、106、117については未制定(特定個人情報の照会ができる根拠規定)・番号法第19条第8号 別表第2(第93、94項)行政番号の利用等に関する法律別表第二の条第2項、第47条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項、同条第2項	事後	令和5年1月から公金受取口 座を活用した公金給付業務の 運用が開始されるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明